

2023年6月吉日

取引先各位

株式会社ミキ
お客様サポート窓口
愛知県犬山市七ツ屋 51-3
Tel 0570-00-3993
Fax 0568-66-6335

ヤマハ電動車いす 補装具費支給制度申請に伴う特例措置【再延長】と【終了時期】のお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

昨年ヤマハ発動機株式会社様よりご案内のありました補装具費支給制度申請に伴う特例措置ですが、2023年1月6日ヤマハ発動機様様の価格改定と補装具費支給制度申請において基準額を上回る利用者負担は認められないと厚生労働省事務連絡 Q&A が発行されたのを受け、特例措置の延長となりましたが、この度、再延長の連絡がヤマハ発動機様よりございましたので、ご連絡いたします。また、**今回の再延長をもち特例措置が終了**となります。

補装具費支給申請中の案件に限り、事前連絡をいただくことで改定前価格(旧価格)にて対応可能となりますので、該当となるお取引様は下記ご確認ください、お手続きをお願い申し上げます。

敬具

記

◎対象となる案件

現在、行政窓口にて完成車/電動ユニット及び部品を補装具費支給申請中で、補装具費支給券の発行が2023年年内を予定し、且つ年内にご注文いただけるものに限る。

★対象商品

	車いす	ユニット一式	バッテリー	充電器
ニッケル水素	○	○	○	○
リチウムイオン	○	○	✕	(共用)

◎注文手順(添付資料参照)

完成車/電動ユニット及び部品に分けて、必要事項を事前申請書に記入し、JW ビジネス部宛に FAX にてご提出ください。申請書の内容を確認し、案件ごとにヤマハ管理番号を付与して返送いたします。事前申請済の案件をご注文いただく際は弊社書式の注文書メモ欄に「特例措置適用分 No.〇〇〇(ヤマハ管理番号)」とご記入ください。注文書にヤマハ管理番号を記入いただいているご注文に関して旧価格を適用いたします。

◎補装具費支給制度申請に伴う特例措置事前申請書受付期間

【ヤマハ発動機様へ直接申請】2023年11月30日(木)AM11:00まで

※補装具費支給対象案件の追加がある場合、都度リストに追記してご提出をお願いいたします。

※事前申請をしていただいた上で、弊社へご発注ください。(発注書にヤマハ管理No.をご記載ください)

◎補装具費支給制度申請に伴う特例措置事前申請分受注期間

2023年12月15日(金)AM11:00まで

※期日までにいただいたご注文に限り、旧価格を適用いたします。それ以降は事前申請を頂戴している場合であっても適用外となります。また、事前申請いただいた案件が未発注であっても、弊社から確認の連絡はいたしませんのでご承知おきください。

※ご注文処理上、弊社へ2023年12月8日(金)18時までにFAXにてご発注ください。

以上